

公開・非公開の別

公開 部分公開

非公開

※「(1) 審議の内容」における記号の説明

「○」…委員の発言

「◎」…委員の質問に対する事務局の回答

第1回小中学校特別教室空調整備事業における 浜松市 PFI 等審査委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年10月18日(水) 午前3時から午後5時
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階教育委員会室
- 3 出席状況 出席委員 奥宮 正哉(名古屋産業科学研究所 上席研究員)
鍋島 佑基(静岡理科大学 准教授)
永野 涼子(静岡県弁護士会 弁護士)
奥家 章夫(浜松市学校教育部長)
須部 保之(浜松市財務部次長)
- 事務局 山本課長、松本補佐、稲垣グループ長、増田主任
- 4 傍聴者 1人(記者:1人)

5 議題、内容及び結果 審議の内容

(1) 条例及び設置要綱の確認

次第4までは、会議を公開で行い、次第5からは、「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」第3条第1項に基づき、会議を非公開にする旨を説明し、了承される。

「浜松市 PFI 等審査委員会条例」及び「小中学校特別教室空調整備事業における浜松市 PFI 等審査委員会設置要綱」、「浜松市附属機関の会議に関する要綱」、「浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱」について内容を説明。

(2) 正副委員長選出について

委員の互選により奥宮氏を委員長、奥家氏を副委員長に選任。

(3) 審議の内容

議事1 実施方針について

(質問)

○実施方針の概要版内に構成企業と協力企業の2種類記載していると思うが、構成企業から代表企業を定めるという認識で良いか。

- ◎そのとおり。
- 複数応募の禁止に関して、落札しなかった企業が構成企業や協力企業となることはできないが、後に下請けとして受託することはできるということか。
- ◎そうである。
- 実施方針にあるアドバイザーを行っている業者は(株)建設技術研究所以外にもあるのか。
- ◎アドバイザー業務の受託者からの一部再委託をしているため、その業者についても同列で実施方針に記載した。
- リスク分担表の物価変動リスクについて、物価の下降時は民間負担というのはどういうことか。
- ◎想定以上に物価が下落した場合は、民間が必要となる費用も下がることになるため、事業費を減額することとなる。
- 契約中でも事業費の減額は可能なのか。
- ◎浜松市の建設工事請負契約約款の中でも、一定期間以上の契約ではスライド条項を適用し、契約後の物価上昇による契約額の変更を規定しており、契約後の変更は可能である。

(意見)

- 概要版の「入札参加者の構成」内に「代表企業」の説明がなくて良いのか。
- ◎参加者の定義について、入札参加者は構成企業と協力企業で構成するとし、入札参加する際に構成企業の中から代表企業を定めるとしている。概要版では記載していない。
- リスク分担表の金利変動リスクについて、基準金利確定時点は引き渡し時を想定しているのか。また、金利は 10 年変わらない想定か。技術進歩リスクについて、市がリスクを負うことになっているが、例えば技術進歩に伴い、維持管理において民間にメリットが出た場合に、民間のみのメリットとなるのか。
- 引き渡し時とした場合、学校ごとに引き渡しの時期は変わるが、基準金利をどのように設定するのか。
- ◎金利変動リスクについて、基準時期は確定していないため、入札公告前までには整理したい。技術進歩によるリスクについては、機器自体の進歩に併せて機器を変更したいとなった場合は市の要望であると考え、市のリスクとした。ただし、維持管理が容易となった場合は、想定できていない内容だったため、検討したい。
- 普通教室の空調整備事業も PFI 事業であるため、本事業と大きくは変わらないと思うが、その際は金利の考え方をどうしていたのか。また、関連して、普通教室と本事業では、どのような点が異なるのか。
- ◎普通教室事業の設定は改めて確認する。前回と異なる点は、学校ごとに空調設備の

設置完了後に引き渡し（所有権移転）を順次行うことで、責任区分を明確にした。
また、要求水準書では、公共建築工事標準仕様に準拠することを明確にし、対塩害の対象校の明確化、室外機の設置場所の安全性確保の明確化、冷媒配管の建物天井裏への隠ぺいの明確化、室内機の耐震対策等について安全性と耐久性を明確化し、それ以外は標準仕様書内で事業者が自由に提案できるようにした。また、設計・施工は土日の実施も可能とする一方で働き方改革に対応し工事事業者の週休2日を記載している。

○業務開始後は何校ずつ同時進行で工事を行うのか。

◎最大15校を想定している。普通教室事業の際は、放課後・土日・長期休みのみ工事を行っていたが、特別教室であれば融通が利く可能性が高いため、本事業では、平日・土日も含めて実施する。なお、受変電設備の更新が発生する可能性があり、機器の調達に1年ほど要するが、施工期間が2年間であれば可能であると考えている。

議事2 要求水準書（案）について

（質問）

○要求水準書内で、熱負荷計算は、午前9時～午後2時となっているが、この時間の設定が一般的なのか。

◎そのとおり。

（意見）

○「3 維持管理業務に関する要求水準」の（1）（カ）の部分について、説明を求める。

◎空調を設置することで、デマンドが増え、保安管理業務の費用が増額する可能性があるため、翌年からは増額分を市が負担をするという意味である。

○初年度の費用は事業者が負担する理由がわからない。ランニングコストに含まれると考えるため、この要件は事業者より不満の意見が出るのではないか。

○事業者が納得できる説明をできた方がよい。

◎確認する。

○計量器での計測について、室内温度に関する詳細な指定はないのか。

◎現状は詳細な指定を設定していない。

○要求水準書の「3（1）空調設備等の一般的要件」の（ケ）について、鉄骨造と表記した理由は何か。

◎学校は通常、鉄筋コンクリート造だが、浜松市の特別教室の場合は別棟で増築された鉄骨造の施設もあるため、それを考慮した機器の設置を促すために記載した。

○「教室の構造を考慮して構造ごとの断熱性能とすること」等の表現の方がよい。

◎修正する。

○詳細に計算するとなると大変な量になるが、教室の構造をどこまで考慮して算出す

る想定か。

- ◎「3(1)空調設備等の一般的要件」の(ク)に記載のものを標準とする。天井や壁から熱が入りやすい最上階の教室等は、計算をしたうえで機器を選定することとしている。標準的な対象室を103㎡としており、その面積より21kWを基準としている。
- 21kWは何か条件を設定して計算したものなのか。
- ◎別紙6を基準として算出している。
- 計算方法は面積当たりで21kWの性能があれば、別紙6の状態を維持できるのか。
- ◎負荷計算により機器の能力は算出する。熱負荷が大きい教室については、対応した熱負荷計算が必須となる。
- 中間階の教室は21kWとなるのか。
- ◎「21kW以上とする」であるため、21kWは下限値である。(キ)に記載の通り、各教室に応じた空調負荷計算を行うことを前提としている。
- ミニマム要求と推奨要求とを分けると良いのではないか。
- ◎数値は参考として記載することとする。
- 数値を出すと意図と違う機器選定になる可能性があるため、教室ごとに算出を必須とする等の文章のみの方が良いのではないか。
- (ク)はなくても良いのではないか。
- (キ)と(ク)の両方に書かれており、混乱するのではないか。(ク)の内容は(キ)の但し書きで良いのではないか。教室に応じて計算することを明記した方が良い。業界の常識であるならば、良いのかもしれないが。
- 事前説明の際に、教室の規模を把握していない業者が算出可能なのかを質問したところ、平均値があるため算出可能ということだったが、各教室の一覧表を作成した方が、正確な提案となるのではないか。
- ◎部屋の位置、階は事業者の開示する。また、全校見学を予定しているため、事業者も把握できると考える。
- 屋外条件について、資料に基準を記載しているが、地域により条件が異なるのではないか。
- 普通教室事業の際に同様の議論があったと思う。
- ◎普通教室事業の際は、あまり問題なかったと思うが、南と北とでは環境は違う。書き方については、基本線を示したうえで、業界の常識に照らし合わせて修正したい。
- 浜松の気象データを使うと、全地域が同じ環境設定なる。
- 空調負荷計算は設計上の話だが、実際に使用する時の快適な環境を確実に担保する仕様書とする必要がある。普通教室事業の現状がよければ、それを基に仕様書を設定すれば問題ないのではないか。根拠を言えるなら良い。
- エネルギーについて、電気とガスのいずれかになっているが、複合した方が良い等の市の考えはあるか。震災時に特別教室を避難所とする想定があった場合に、ガス・電気どちらもあると運用できるのではないか。
- ◎避難所利用の可能性はあるが、必須条件ではない。

- 1校あたりの対象の特別教室数はいくつか。
- ◎ 7教室程度である。(※ 7校→6校へ訂正します。798教室÷129校≒6.2)
- 「Ⅱ設計業務要求水準」内に記載の管理技術者について、「実務経験が豊富な」とあるが「豊富」とはどの程度か。資格要件の電気設備設計者と機械設備設計者を兼ねるといえるのはどういうことか。
- ◎ 管理技術者でありつつ、電気設備設計者または機械設備設計者を兼任して良いということである。管理技術者の経験について、「豊富」は未経験ではなく、業務経験が複数あると良く、相対的な評価になると考える。
- 評価点に関わるため、事業者が納得できる基準を示した方が良いのではないか。
- 資格審査はどうなっているのか。
- ◎ 来年3月に落札者決定基準を示すため、その中で具体的に記載する。資格を満たしたうえで、業務実績が加点要素となると考えている。
- 管理技術者は設計を管理するのか。
- ◎ 設計の場合は、設計に対する管理技術者を置く。
- 管理者と設計者を兼ねてよいのか。管理できないのではないか。
- ◎ 設計における管理技術者は、設計業務の窓口としての役割が大きい。本事業は、空調事業であり、専門が限られているため、電気設備、機械設備の設計者を確保することを明記している。管理技術者の要件設定を詳細にすると参加できる事業者が限られるリスクもある。落札者決定基準で、経験数に応じた点数配分を行いつつ、学校空調の実績がある場合には加点を行う等の整理をすると良い。

審議の結果

- 議事1 実施方針は審議内容を踏まえ修正の上、事務局にて公表手続きを行う。
- 議事2 要求水準書は審議内容を踏まえ修正の上、事務局にて公表手続きを行う。

- 6 会議資料の名称 委員等名簿、浜松市 PFI 等審査委員会条例、小中学校特別教室空調整備事業における浜松市 PFI 等審査委員会設置要綱、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱、実施方針概要版、実施方針、要求水準書(案)、VFM 算定結果、委員会開催及び事業スケジュール(予定)
- 7 発言内容記録方法 文字 / 録画 / 録音
- 8 会議録署名人 奥宮正哉 奥家章夫